

職場環境改善アドバイザー派遣事業のしく案内

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会

当協会では、公務災害の未然防止及び快適な職場環境の形成の促進を図るため、さまざまなアドバイザー（専門家）を全国各地の地方公共団体に無料で派遣しており、職場環境の診断などを行う「職場環境改善アドバイザー派遣事業」、室内空気中の化学物質濃度や粉じん、騒音などの測定と評価を行う「作業環境測定士派遣事業」、過去に発生した公務災害の防止策などについてアドバイスを行う「公務災害防止対策アドバイザー派遣事業」の3事業を実施しています。今回は、この中から「職場環境改善アドバイザー派遣事業」をご紹介します。

職場環境改善アドバイザー派遣事業

安全管理士や衛生管理士などの専門家が職場や作業場などを実際に見て歩きながら、設備・工程や作業方法の安全性の診断はもちろんのこと、労働安全衛生法などの法令に適合した取組状況等を診断します。それぞれの職場の現況に合わせて具体的なアドバイスが受けられ、個別の質問もお受けします。事業場が行う職場巡視に合わせて派遣することも可能です。

1 派遣対象事業場

地方公共団体の職員が直接運営する施設等（地方公務員災害補償基金の補償対象となる職員が常時勤務している事業所）であればすべて対象となります。

施設等の例

清掃センター、浄水場、下水処理場、給食センター、保育園・幼稚園、検査所、研究所、市役所庁舎（執務室）等。

2 診断内容（派遣プラン）

診断箇所に応じて最大2日間のプランを選択することができます。診断と併せて労働安全衛生に関する研修（50名未満対象）を実施するプランもあります。

なお、全国の地方公共団体に広くご利用いただけるよう、同一年度中の利用は1団体につき1プランとなります。

3 派遣事業の流れ

①お問い合わせ、派遣要請書の提出
②実施希望時期の概ね2か月前～1か月前

要請書の提出前にお電話でお問い合わせ

■職場環境改善アドバイザー派遣プラン

Aプラン	比較的小規模な事業場(1か所)向け【所要0.5日】 半日(概ね3時間程度、以下同じ)で職場診断と講評を行います。
Bプラン	比較的小規模な事業場(2か所)向け【所要1日】 1日(概ね6時間程度、以下同じ)で職場診断と講評を行います。(=Aプラン×2回)
Cプラン	比較的小規模な事業場(4か所)向け【所要2日】 連続する2日間で職場診断と講評を行います。(=Bプラン×2回)
Dプラン	比較的大規模な事業場(1か所)向け【所要1日】 1日で職場診断と講評を行います。
Eプラン	比較的大規模な事業場(2か所)向け【所要2日】 連続する2日間で職場診断と講評を行います。(=Dプラン×2回)
Fプラン	比較的小規模な事業場(2か所)+比較的大規模な事業場(1か所) 【所要2日】 連続する2日間で職場診断と講評を行います。(=Bプラン+Dプラン)
Gプラン	職場診断(0.5日)と研修【所要1日】 半日で職場診断を行い、安全衛生に関する研修(50名未満対象)を行います。
Hプラン	職場診断(1.5日)と研修【所要2日】 連続する2日間で職場診断と安全衛生に関する研修(50名未満対象)を行います。

※小規模…保育園(調理場含む)、公民館など、巡視に概ね2時間程度を要する施設等。
※大規模…浄水場、清掃センターなど、巡視に概ね4時間程度を要する施設等。
※研修は3時間以内でご希望の内容に応じます。

■研修テーマ例

- 職場における5S活動の進め方
- 危険予知訓練(KYT)について
- 作業のリスクアセスメントについて
- 安全衛生委員会の概要及び進め方
- 腰痛対策について
- 化学物質の適正な取り扱い(安全作業、リスク評価など)

わけてください。要請内容や派遣希望時期などを伺って事前調整を行います。(詳細が決まっていない場合でも相談ください。)

その後、実施希望日の概ね1か月前までに派遣要請書を提出していただきます。

②派遣決定通知、事前準備—実施希

望時期の概ね1か月前～2週間前

当協会からアドバイザー派遣決定の通知をお送りし、併せて事前資料(※)の提出をお願いします。

※当該事業場の公務災害発生状況や安全衛生管理計画等の取組状況などについて予め提供いただくことで、より適切なアドバイスができます。

(3) 派遣当日

アドバイザーが事業場を見て回り、安全衛生上の問題点を指摘します。

(4) 報告書送付―実施から概ね1か月半後―

事業場ごとに作成した「安全衛生診断結果報告書」をお送りします。

4 診断事例

実際に行ったアドバイスの一例を紹介します。

(1) 清掃(廃棄物処理)施設

●搬入口では車両と作業者が交錯するおそれがあります。安全通路を確定し、車両区域と人的区域を明確に分離することが求められます。【指摘事項】

●渡り通路には必要な箇所に高さ75センチメートル以上の丈夫な柵の設置が求められ、また架設通路では高さ35センチメートル以上50センチメートル以下の中柵の設置が求められています。この場所は架設通路ではありませんが、転落の危険が否めませんので中柵などの措置の検討をお勧め

めします。【推奨事項】

●回転軸の突出部にウレタンカバーで養生を行い、警告色のテープで注意喚起を行っています。同様の水平展開を期待します。【好事例】

(2) 給食調理施設

●重い食器の収納場所が低い(床に近い)所にあります。重い物は低い所に、とのことですが、腰をかがめることを繰り返すと腰痛になる懸念があります。腰をかがめなくてもよい高さの食器棚の設置をお勧めします。【推奨事項】

●ガスの元栓に「止」のシールが貼られ、開閉状態(向かって横方向が「閉」が一目でわかるように表示されています。【好事例】

(3) 保育施設

●職員用トイレが3か所あり(うち1か所は多目的トイレ)、いずれも男性用、女性用の区別はないとのことですが、法令上、労働者が10人以上いる事業場では男性用と女性用に区別したトイレを、それぞれ1か所以上設置しなければいけません。早急に改善に向けた対応が必要です。【指摘事項】

●職員室入口横壁面に掲示されている自作の「園内危険箇所マップ」は、具体的な危険内容と場所が一目でわかり、職員だけでなく保護者等への注

意喚起にもつながるよい取組です。

【好事例】

(4) 事務庁舎

●窓口対応(立位)で前かがみの姿勢が続く場合は、片足を踏み台に乗せると腰への負担が軽減されます。腰痛を訴える職員が増えるようであれば場所の変更を含めた対応が必要です。【指摘事項】

【指摘事項】

●階段の踊り場に大きな鏡が設置され、昇降者の位置が確認できます。【好事例】

(5) 上下水道施設

●排水桝の破損、滑り止めを固定する釘の欠落があります。そのまま放置すると人の落下や転倒の原因になりかねません。修理するまでの間、パイロン等を設置して注意喚起するなどの対応をお勧めします。【推奨事項】

(6) 消防施設

●屋上の手摺に一部低い箇所があり、墜落のおそれがあります。囲い、手摺覆い等を設ける、または手摺近くに接近できなくするような墜落防止措置を講じる必要があります。【指摘事項】

(7) 試験研究施設

●試験機上部に試料を注ぐための踏み台が置かれています。身を乗り出す姿勢で不安定になり転落の危険があります。体を支えられる手摺等の

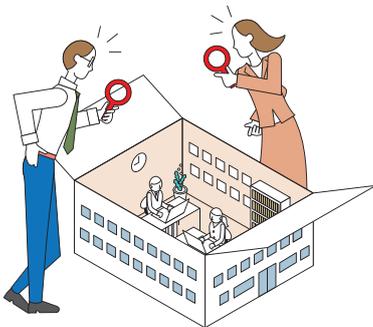
設置や、踏み台を使用しなくても作業可能な本質的な対策について検討することをお勧めします。【推奨事項】

(8) 病院

●次亜塩素酸ナトリウムを取り扱う際に使用している手袋は、不浸透性の材質の保護手袋を選定して使用することを勧めます。【推奨事項】

●塩素系と酸性の化学品が混合すると有毒ガスが発生することがわかるよう保管場所に表示してあり、よい取組です。万が一、液が溢れても混合しないように受け皿を置くことをお勧めします。【好事例・推奨事項】

当協会が実施する3つの派遣事業(P12に概要掲載)は、同一年度中に併用してご利用いただけます。



jalsha 検索
<https://www.jalsha.or.jp/cyoken/>
→職場環境改善>職場環境改善アドバイザー

